

大学生のための法律入門

11:00~11:30

大学生と法律&お金
おいしい話に
ご用心!

行政書士 末廣 昭



1.プロローグ 知っておきたい基礎知識

1.民法の基本的な考え

- 民法とは、私人間（一般人同士）の権利義務を規律する法であり、私法の根本となる法律である。

①私的自治の原則

⇒私的な権利関係を自己の意思に基づいて自由に形成できる。

②過失責任の原則

⇒過失（故意を含む）がなければ損害賠償責任は負わされない原則。

1.プロローグ 知っておきたい基礎知識

2.一般法と特別法

例えば、私人間における法律関係は一般的には民法(一般法)で規律される。

売買契約などは民法に規定がある。

しかし、当事者が会社などのプロの場合は特別プロ用のルールとして商法や会社法(特別法)という法律が存在する。

同じ話でも民法と商法は少しルールが違うので、その場合は商法を使うことになる。

特別法は一般法に優先する

CASE1-払わないといけないの？

インターネットサイトで格安の商品を見つけたので（¥1,680）、これはお得だ！と思い購入をしました。しかし、実際に引き落とされた額は高額なもの（3万2916円）でした。

慌てて問い合わせると、表記の金額は日本円表記ではなく中国人民元の表記であるとのこと。

私はこの金額を支払わなければならないのでしょうか？



CASE1-Answer

(民法95条)

意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

- ①意思表示に対応する意思がないとき
- ②表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

【 錯誤は勘違いのこと！ 】

①の内容に「内容の錯誤」というものがあり、それはドルとポンドが同じ価値だと思って「100ドルで買う」つもりで「100ポンドで買う」と意思表示をしてしまう例で説明がなされます。

民法では、**このような場合は契約を取り消すことができる**、と規定している。

本CASEは、某通販サイトで日本円ではなく人民元で決済され、約20倍の価格になるという相談が国民生活センターに多く寄せられているものを題材にしました。内容の錯誤の典型事例といえるものです。法律的には、取消しを主張することで商品を返還することで支払った金銭を返してもらうことになります。

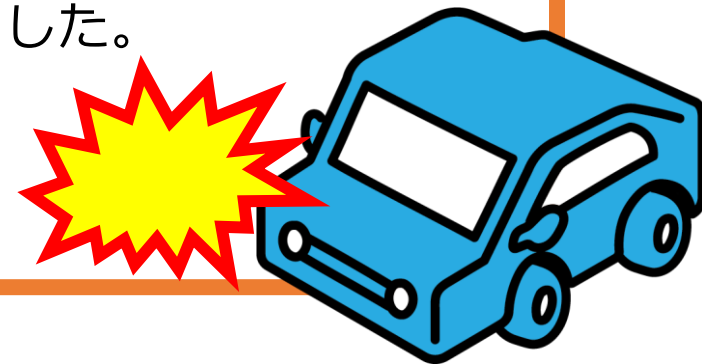
CASE2-損害賠償の問題点

ある日、友人の車の助手席に乗り信号待ちをしていると、後ろから追突される事故に巻き込まれてしまいました。幸い外傷は無かったが、**ムチウチ症・手足の痺れ等の症状が残りました。**

私は今後のため、事故の証明をしてもらい通院治療を開始（仕事には2日ほど休みをとっただけで復帰しました。）しました。保険会社とのやり取りが始まったのもこの頃からであった。思ったより、体にダメージがあるようで首の引き攣りが止まらず不自由している時に保険会社から一本の電話が。「症状固定の診断書を取りましょう。その後、後遺症認定が出れば〇百万円の賠償金が出ますから。それから、別の治療方法を検討していきましょう！」

加害者側の保険担当者でしたが、親身だなーと思っていたと、結局、**症状固定したので以後の治療費は出ないことに。後遺症認定も却下。**あげくに賠償金は3万円（自動車損害賠償保障法上の算定ですと説明を受ける）との提示がなされました。

私はこれ以上、何も言えないのでしょうか？



CASE2-Answer

(民法709条)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

【“私”の損害賠償について】

まず、民法上、損害が発生した場合は原則すべて賠償の対象となります。（得はしません）

今回の1つのポイントは最後の「**自賠法上の算定です。**」のところですよ。

損害賠償の相場や自賠責保険法などを知らなくても、いかにも少額すぎて納得がいかないと思います。

当然、賠償額はケースバイケースですが、民法の不法行為責任が特別法によって被害者に不利益に修正されるはずがない！法律ってそんなもんかって不満を持ちつつ印鑑を押して書面を書くとそこで「和解」が成立してしまう、というオチです。

CASE3ーキャンセルできないの？

友人に誘われて参加した投資セミナーで、投資会社の社員を名乗る男性から「入会金50万円を出せば儲けられる」「人を紹介すれば紹介料が入るのですぐにペイできるよ」と、投資セミナーへの入会を勧誘されました。

お金がないと断りましたが、「借金すればよい」「すぐ返済できる」と言われ、貸金業者から50万円を借金して支払い、入会しました。

よく考えると怪しいのでやめたいのですが、キャンセルできますか。



CASE3の場合、誰が正しい事を言っている？



甲くん

契約してしまったの
だから、怪しいとの
理由程度では
キャンセルできないよ

いや、怪しい契約は
断罪すべきなので
**いつでも解約
できる**よ



乙くん

いつでもできる訳
じゃないと思うが、
**キャンセルできる場合
はある**と思うよ



丙くん

CASE3—Answer

マルチ商法とは、商品・サービスを契約し、次は自分がその商品・サービスの勧誘者となって報酬（紹介料）などを得る商法です。



特徴：「投資の仕組みの説明は全くない」など、儲け話の実態がよく分からない

CASE3－Answer

特定商取引法の連鎖販売取引に該当する場合（注）は、次のとおりクーリング・オフや中途解約をすることができます。

（注）

1. 物品の販売（又は役務の提供など）の事業であって
2. 再販売、受託販売若しくは販売のあっせん
（または役務の提供もしくはそのあっせん）をする者を
3. 特定利益が得られると誘い
4. 特定負担を伴う取引（取引条件の変更を含む）をするもの

CASE3 正しいことを言っていたのは…



契約してしまったの
だから、怪しいとの
理由程度では
キャンセルできないよ

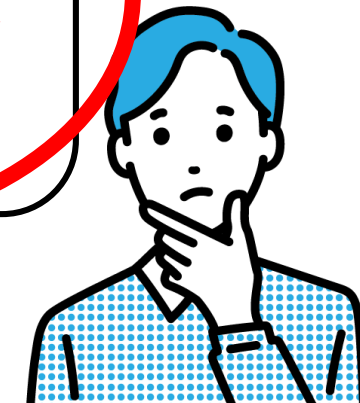
甲くん



いや、怪しい契約は
断罪すべきなので
**いつでも解約
できる**よ

乙くん

正解！



いつでもできる訳
じゃないと思うが、
**キャンセルできる場合
はある**と思うよ

丙くん